

文 部 科 学 省

1. 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、本年6月に平成27年度版の「人権教育・啓発白書」が出されたが、これらを踏まえ、
 - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
 - イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通して実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。
 - ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、混住率も40%を下回り同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
2. 奨学事業について
 - ア. 都道府県に移管された、高等学校の奨学金事業の実施状況を報告されるとともに、貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を創設されたい。
また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条項を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、返還免除規定を設けられたい。また、滞納者が増加していることから「所得連動変換型制度」を導入されたい。
 - イ. 各種専門学校も対象にされたい。
 - ウ. 大阪市が実施している中学生を対象にした「塾代助成事業」のようなものを新たな事業として講じられたいか。
3. 老朽化が目立つ教育集会所について、災害復旧事業と同等の補修・改築ができる制度を設けられたい。
4. 「障害者差別解消法」が来年の4月から完全実施になるが、
 - ア. 学校内部のバリアフリーを積極的に推進され、車イスを使用する児童・生徒も快適に学校生活をおくれるよう、インクルーシブ教育を一層促進されたい。
 - イ. 2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、多くの障害者が各種スポーツに参加できるよう、物理的な面の改善は勿論のこと、心のバリアフリーも大切であるので、交流の場になるようにスポーツ施設の共同利用ができる環境を整えられたい。
 - ウ. 障害者差別をなくすために、新たな施策は講じられるのか。
5. 「いじめ防止対策推進法」が施行され2年が経過したが、今年も悲惨な出来事が発生した。いじめ防止基本方針が策定されたことから、法の規定を踏まえ地方公共団体や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、徹底した指導をされたい。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置を拡充されたい。
6. 道徳教育が「特別の教科」になることから、差別を「しない、させない、見逃さない」は最高の道徳だと思われるので、教科の中で適正に位置付けをされたい。
7. LGBTの性的マイノリティについて、今年度「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知を出されていますが、支援体制や相談体制が確立されるよう地方公共団体や学校に強力に指導されたい。